

揭示事項（介護予防）訪問看護

運営規程の概要

フリガナ	ホウモンカンゴステーション ヨイトコ							サービスの種類	(介護予防)訪問看護	
事業所名	訪問看護ステーション よいとこ							事業所番号	1560191007	
所在地	〒950-0852							フリガナ	シミズ ユウイチ	
	新潟市東区石山4丁目15番18号							管理者	清水 祐一	
連絡先	電話番号	025-311-1290					FAX番号	025-311-1160		
営業日	日	月	火	水	木	金	土	祝	その他年間の休日	
	○	○	○	○	○	○	○	休		年末年始(12月30日～1月3日) 第3日曜
営業時間	平日		9:00～17:00							備考
	土曜日		9:00～17:00							
	日曜・祝日		9:00～17:00							
利用料	法定代理受領分			厚生労働大臣が定める告示上の基準額の利用者負担分(別掲)						
	法定代理受領分以外			厚生労働大臣が定める告示上の基準額(別掲)						
その他の費用	訪問看護と連携して行われる死後の処置 10,000円□									
通常の事業の実施地域	新潟市中央区、新潟市東区、新潟市江南区									
	備考									

従業員の勤務体制

職種	員数	
	常勤	非常勤
看護師	7	1

秘密の保持

- 当事業所の従業員は、その業務上知り得た利用者及び家族の秘密については、正当な理由がない限り、決して漏らしません。
- 当事業所は、従業員が当事業所の従業員でなくなった後においても、当事業所の責任において、当該従業員が業務上知り得た利用者及びその家族の秘密の保持を行います。
- 当事業所は、サービス担当者会議等において利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ることとします。

利用料その他の費用の額

地域区分	7級地	単価	10.21 円
------	-----	----	---------

あなたがサービスを利用した場合にお支払いいただく利用者負担金は、原則として次の基本利用料の1割の額です(一定以上の所得のある方は負担割合が2割又は3割になります)。

《訪問看護》

取扱要件	単位	基本利用料	利用者負担金			
			法定代理受領分			法定代理受領分以外
			(1割)	(2割)	(3割)	
20分未満 (週に1回以上、20分以上の保健師又は看護師による訪問を行った場合)	(314)	3,205 円	321 円	641 円	962 円	3,205 円
30分未満	(471)	4,808 円	481 円	962 円	1,443 円	4,808 円
30分以上1時間未満	(823)	8,402 円	841 円	1,681 円	2,521 円	8,402 円
1時間以上1時間30分未満	(1,128)	11,516 円	1,152 円	2,304 円	3,455 円	11,516 円

《介護予防訪問看護》

取扱要件	単位	基本利用料	利用者負担金				
			法定代理受領分			法定代理受領分以外	
			(1割)	(2割)	(3割)		
看護師が行う訪問看護	20分未満 (週に1回以上、20分以上の保健師又は看護師による訪問を行った場合)	(303)	3,093 円	310 円	619 円	928 円	3,093 円
	30分未満	(451)	4,604 円	461 円	921 円	1,382 円	4,604 円
	30分以上1時間未満	(794)	8,106 円	811 円	1,622 円	2,432 円	8,106 円
	1時間以上1時間30分未満	(1,090)	11,128 円	1,113 円	2,226 円	3,339 円	11,128 円

《訪問看護及び介護予防訪問看護共通》

加算・減算	単位	基本利用料	利用者負担金				
			法定代理受領分			法定代理受領分以外	
			(1割)	(2割)	(3割)		
夜間早朝・深夜加算(1回につき)	夜間、早朝の場合上記基本利用料に25% 深夜の場合50%加算されます						
複数名訪問加算Ⅰ(1回につき)	30分未満の場合	(254)	2,593 円	260 円	519 円	778 円	2,593 円
	30分以上の場合	(402)	4,104 円	411 円	821 円	1,232 円	4,104 円
1時間30分以上の(介護予防)訪問看護を行う場合(1回につき)	(300)	3,063 円	307 円	613 円	919 円	3,063 円	
中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算(1回につき)※	上記基本利用料に5%加算されます						
緊急時訪問看護加算Ⅰ(1月につき)※	(600)	6,126 円	613 円	1,226 円	1,838 円	6,126 円	
特別管理加算Ⅰ(1月につき)※	(500)	5,105 円	511 円	1,021 円	1,532 円	5,105 円	
特別管理加算Ⅱ(1月につき)※	(250)	2,552 円	256 円	511 円	766 円	2,552 円	
初回加算Ⅰ(1月につき)	(350)	3,573 円	358 円	715 円	1,072 円	3,573 円	
初回加算Ⅱ(1月につき)	(300)	3,063 円	307 円	613 円	919 円	3,063 円	
退院時共同指導加算(1回につき)	(600)	6,126 円	613 円	1,226 円	1,838 円	6,126 円	

《訪問看護》

加算・減算	単位	基本利用料	利用者負担金			
			法定代理受領分			法定代理受領分以外
			(1割)	(2割)	(3割)	
ターミナルケア加算※	(2,500)	25,525 円	2,553 円	5,105 円	7,658 円	25,525 円

注 ※印の加算は区分支給限度額の算定対象からは除外されます。

事故発生時の対応

- 当事業所は、利用者に対する指定訪問看護等の提供により事故が発生した場合には、速やかに利用者の家族、市町村等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- 当事業所は、利用者に対する指定訪問看護等の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行います。
- 当事業所は、事故が発生した際には、その原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じます。

緊急時における対応方法

サービスの提供中に容態の変化等があった場合は、運営規程に定められた緊急時の対応方法に基づき速やかに主治医への連絡を行う等必要な措置を講じます。

苦情処理の体制

……別紙のとおり

第三者評価実施の有無

第三者評価の実施状況	① 有り	実施日	令和 5年 2月 1日		
		評価機関名称	第四北越リサーチ&コンサルティング株式会社		
	② 無し	結果の開示	① あり	② なし	